

三川町 YouTube チャンネル運用方針

令和4年3月1日

1 目的

本方針は、三川町が町政情報等の情報を発信するため、動画投稿サイト YouTube（以下、「本チャンネル」という。）に三川町公式チャンネルを開設し、運用に関する事項について定めるものである。

2 運用方法

本チャンネルは、以下のとおり運用する。

(1) チャンネルの名称と URL

- ・チャンネル名：山形県三川町
- ・URL：<https://www.youtube.com/channel/UC32c5GibCS2KW1ok1-xr0Zw>

(2) 発信する情報

本チャンネルでは、町民のほか、町外の方々に対してPRしたい情報を映像コンテンツにより発信するものとする。

3 運用体制

- (1) 本チャンネルの管理者は企画調整課長とし、企画調整係が管理を行う。
- (2) 投稿する動画の作成は、情報を所管する課の担当者が課長の責任の下に行う。

4 各機能の利用

- (1) 本町が投稿した動画に対する利用者からのコメント・評価機能は、特に必要と認める場合を除き、原則として使用しない。
- (2) コメント・評価機能を使用する場合、以下に該当する行為があると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部または一部を削除、通報、ブロック等の対応を取ることがある。
 1. 法令や公序良俗に反する内容のコメント等の投稿
 2. 特定の個人や団体を誹謗・中傷する内容のコメント等の投稿
 3. その他町が不適切と判断したコメント等の投稿

5 著作権

本チャンネルに投稿する映像に関する著作権は、三川町または正当な権利を有する者に帰属する。私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断複製や転用はできないものとする。ただし、本ページのリンクや各種ソーシャルネットワーキングサービスアカウント上の「シェア」機能による掲載については、差し支えないものとする。

6 免責事項

- (1) 三川町は、本チャンネルに投稿した情報について、利用者がその情報を利用または信用したことで、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 三川町は、利用者により投稿されたコメント等の内容及びコメントへの対応または対応しなかったことによる結果等について、一切の責任を負わない。
- (3) 三川町は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 映像中に再生される企業広告等については、三川町とは一切関係がないものであり、三川町は広告によるいかなる理由での損害についても一切の責任を負わない。
- (5) 三川町は、上記(1)から(4)のほか、本チャンネルに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

7 運用方針の変更について

本方針は、予告なく変更する場合がある。